

平成29年度における「災害に強い物流システムの構築」に向けた主な取組について

～さいたま市と連携した避難所までの支援物資輸送訓練及び

関西圏における大規模災害発生時の多様な輸送手段を活用した支援物資物流に関する検討の実施～

国土交通省においては、東日本大震災等を踏まえ、これまで民間物資拠点のリストアップ、官民の協力協定の締結促進のほか、地域ブロック毎に地方自治体、関係省庁、有識者、物流事業者、事業者団体等の関係者からなる協議会を設置・開催するなど、災害に強い物流システムの構築に向けた取組を行ってきました。

平成29年度においては、地方自治体（さいたま市）や物流事業者等と連携した避難所までの支援物資輸送の実働訓練を実施するなど、災害に強い物流システムの構築に係る取り組みを行いました（詳細は以下のとおり。）。

国土交通省としては、今後も物流事業者の知見を生かしながら、国、自治体、民間事業者等が連携して、円滑かつ確実な支援物資輸送体制を実現するため、災害に強い物流システムの構築に向けた取り組みを行って参ります。

【主な取り組み】

○さいたま市と連携した避難所までの災害時支援物資輸送訓練の実施

熊本地震においては、支援物資の輸送拠点として物流事業者の管理する施設が活用され、民間物流施設を活用することの有用性や発災時における民間事業者の協力の必要性があらためて認識された一方、避難所手前である市町村の物資拠点まで物資がきているにも関わらず、避難所に物資が届かないといったいわゆる「ラストマイル」の輸送が課題となりました。

この教訓を踏まえ、平成30年1月、さいたま市と連携し、関係者間での連携強化や対応力向上を図るため、物流事業者等の協力を得て、避難所までの円滑な物資輸送体制の確保に向けた訓練を実施しました。【工事中】

○関西圏における大規模災害発生時の多様な輸送手段を活用した支援物資物流に係る協議会における検討

首都直下地震や南海トラフ地震等の大規模災害が想定される地域においては、道路の寸断など交通インフラ等の被災も想定されることから、トラック輸送のみでなく、鉄道、内航海運、航空といった多様な輸送手段が、状況に応じて連携して支援物資の輸送を行う体制を確立することが重要であると考えられます。

国土交通省では、これら大規模災害が想定される地域（関東、中部、中国・四国・九州）を所管する各運輸局において、平成 26 年度から多様な輸送手段の活用による支援物資輸送及び関係者の相互支援体制の構築に向けた検討を実施して参りました。

平成 29 年度においては、近畿運輸局（関西圏）において、有識者、自治体、物流事業者団体で構成される協議会を設置し、関係者による調整事項等の整理や連携体制の整備に向けた検討及び情報伝達訓練を実施致しました。【詳細はこちら】

<http://www.tb.mlit.go.jp/kinki/butsuryu/butsuryu-sesaku-saigai.html>

<継続中の取組>

○広域的な受入拠点として活用できる民間の物流施設（民間物資拠点）のリストアップ促進

地方ブロック毎に支援物資の広域的な受入拠点としての活用を想定する民間物資拠点のリストアップを促進

平成 28 年度末（H29.3 末）全国の拠点数 1, 4 0 0

平成 29 年度末（H30.3 末）全国の拠点数 1, 4 5 8 ※詳細は「民間物資拠点数の推移」をご覧ください。

→ **全国 5 8 の民間物資拠点施設が増加**

○都道府県と物流事業者団体との間での物流専門家の派遣を含む災害時の輸送協定・保管協定の締結促進

災害時における都道府県や物流事業者団体との輸送・保管・職員派遣に関する官民協力協定の締結を促進

東日本大震災時 (輸送) 3 8 (保管) 1 1 (職員派遣) 1 8

平成 29 年度末（H30.3 末） (輸送) 4 7 (保管) 4 6 (職員派遣) 8 2 ※詳細は「災害時の協力協定締結状況の推移」をご覧ください。